
第8節 計画の推進

この計画を推進するにあたり、必要となる細部の事項については、防災関係機関において定める。

また、災害対策基本法に定義される災害以外の災害や事件・事故等の危機事象への対処については、危機管理指針を作成し、住民の生命、身体及び財産に及ぼす被害や損失の防止・軽減を図る。